

平成 24 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）議事録

1 日 時 平成 24 年 6 月 1 日（金） 18：30～20：45

2 場 所 市役所本庁舎 2 階 第二委員会室

3 出 席 相澤委員，赤間委員，阿部委員，石川委員，市川委員，岩館委員，大坂委員，
桔梗委員，久保野委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，中村（晴）委員，
中村（祥）委員，目黒委員，諸橋委員，渡辺委員
※欠席委員：黒滝委員，鈴木委員，八木委員

[事務局] 高橋健康福祉局長，守健康福祉局次長，鈴木健康福祉部長，熊谷障害企画
課長，石川障害者支援課長，原田精神保健福祉総合センター主幹，金子障
害者更生相談所長，佐藤北部発達相談支援センター所長，佐久間南部発達
支援センター所長，小原青葉区障害高齢課長，伊藤宮城野区障害高齢課長，
山崎泉区障害高齢課長，岩淵主幹兼企画係長，斎藤社会参加推進係長，福
井障害福祉サービス係長，山縣主幹兼生活支援係長，大関施設支援係長，
市川企画係主査，大内

[傍聴者] 12 名

4 内 容

(1) 開 会

(2) 委嘱状交付

(3) 挨拶

(4) 会長及び副会長の選出

互選により，会長に阿部 一彦 委員が，副会長に大坂 純 委員が選出された。

(5) 議 事

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

議事録署名人について，会長より渡辺委員の指名があり，承諾を得た。

(1) 協議事項

①仙台市障害者施策推進協議会の運営について

会 長 では，協議事項①仙台市障害者施策推進協議会の運営について，事務局から説明
願います。

事 務 局 （資料 1、2 に基づいて説明。）

（熊谷課長）

会 長 ありがとうございます。

改正障害者基本法で，障害者施策推進協議会は監視機能を持つモニタリングを行
うとしっかり明記されていますが，私たちは前任期においても，他の地域に先駆け
て取り組んできたところでございます。

平成 24 年度仙台市障害者施策推進協議会(第 1 回)

ただし、その機能についての更なる充実を図ること、これからの施策についてしっかりと検討することから、「運営について」と説明がありました。各委員の皆様からただいま事務局の説明につきまして、確認や質問、またはご意見などありましたらいただきたいと思えます。

久保野委員、お願いします。

久保野委員 内容について特に何かあるわけではないのですが、1点確認させていただきます。分科会と部会に関する8条と9条について、2項で部会の方にのみ「専門委員」が挙げられています。7条の臨時委員は恐らく協議会と同じような立場の委員ということになるのかと理解いたしましたが、その専門委員がどのようなもので、部会の方にだけそれが入るという点を教えていただければと思えます。

事務局
(熊谷課長) 専門委員につきまして、今回おつけいたしておりませんが、仙台市障害者施策推進協議会条例に専門委員の規定があるため、運営要領に規定はないのは委員ご指摘のとおりでございます。分科会と部会の違いは「調査審議」と「調査」という点でございます。分科会については、調査審議という形で臨時委員が入って、通常の委員会と同じように審議する形になっております。部会については調査がメインとなってきますので、どちらかと言うとワーキングに近い形での運営が可能となります。審議というよりは、特定事項を調査し報告をいただくというイメージで、双方を切り分けております。

会 長 よろしいでしょうか。(久保野委員「はい」)
そのほか、いかがでしょうか。市川委員、お願いします。

市川委員 この分科会とか部会を置くことはよろしいかと思えますが、本会と部会、分科会の関係について、部会や分科会で議論されたり何か提案されたりすることと、この協議会がどう関連するのか、教えていただきたいと思えます。

事務局
(熊谷課長) 本会は分科会、部会を置くことができる規定を入れるという形になってございます。実際に分科会、部会を置く際には、改めてこちらの協議会の場にお諮りいたしまして、どのような切り分けをするか、もう一度ご審議していただく形になろうかと思われます。また、現在のところ特定の分科会、部会を設ける想定はございませんので、その際改めてご審議いただきたいと考えてございます。

先ほど申し上げましたが、分科会は調査審議となりますので、ある程度独自性を持った調査審議をした上で、全体会である協議会にかける、あるいは場合によっては独立した判断もできるという運営も、将来は出てくる可能性はあるのかなとは考えておりますが、現時点ではまだ特定の部会、分科会がないものですから、置くことができるという規定だけにとどめさせていただいております。

会 長 市川委員，よろしいでしょうか。(市川委員「はい」)
その他，委員の皆様いかがでしょうか。
この協議事項についてはよろしいでしょうか。

(2) 報告事項

①新仙台市障害者保健福祉計画・第 3 期仙台市障害福祉計画について

会 長 では，次は報告事項 ①新仙台市障害者保健福祉計画・第 3 期障害福祉計画について，事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料 3-1 に基づいて仙台市障害者保健福祉計画等の概要を説明，資料 4～7 に基づいて今後の施策の進め方等について説明。)

会 長 ありがとうございます。

報告事項として，新仙台市障害者保健福祉計画，こちらは国の法律で言うと障害者基本法に基づく仙台市の障害者保健福祉計画。それから，現行障害者自立支援法に基づく第 3 期障害福祉計画について，とても内容が多いものをコンパクトに説明していただきました。そして，今年度のスケジュール等についても説明いただきました。なにぶん内容が多いので，委員の皆様から確認など，それから委員の皆様から情報提供やご意見などがありましたらいただきたいと思います。

桔梗委員，お願いします。

桔梗委員 前年度にも同じような質問をさせていただいたかと思いますが，資料 3-1 の 4 ページ「現状等」に，今の障害者の身体障害者手帳，療育手帳等々の数が挙げられています。ここに示されている数が，高齢者かつ障害者なのか，障害者だけの分布図になるのか教えてください。

事務局 高齢の障害者も含んだ数になっております。これは，計画に掲載されているグラフですので，今後議論を進めていく中で，新しいデータを随時提供いたしまして，ご議論いただきたいと考えてございます。

桔梗委員 大変難しいことだと思いますが，高齢によって障害が生じる問題，もしくは障害のある方が高齢化する問題と，大きく二つの問題が出てくるかと思います。その現状を踏まえて，できることであれば高齢者かつ障害者ではなく，純粋な障害者の分布並びに総数の推移を出していただければ，お願いをしたいと思います。

事務局 純粋かどうかは別ですが，昨年度の協議会におきましても障害者の年齢の推移について，年齢分布のようなデータを出させていただいたことがありますので，そう

いった物は出していけると考えております。

会 長 よろしいでしょうか。

これまでの障害者保健福祉計画を策定するための基礎調査では、前回は高齢障害の方もですが、高齢でない方の実際の人数をしっかりと把握して調査いたしました。その前、2006 年の調査ではその辺がよくわからない状況であったために、このことに関して、前調査では工夫をしてきたところでございます。さらに明確にその辺もわかる必要があると思います。ご意見ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。石川委員、お願いします。

石川委員 震災からの復興に関する重点プロジェクトが資料 3-1 の 10 ページ、11 ページあたりに記載されておまして、確かに被災地ならではの取り組みだろうと考えております。

少し気になったところは、震災遺児、震災によって両親を亡くしたお子さんがいらっしやると思います。そういう子たちは、私の記憶では確か宮城県では百二十何名だったと思いますが、そういった震災遺児に対する対応について、実際に仙台市で、育ててくれている両親を亡くした、あるいは片親を亡くしたという数は把握しておられると思いますが、そういった人たちに対する復興の推進の一つとして、震災遺児に対する支援の充実とか何かがもう一つ加わってもいいのではないかと思います。

人数がそんなにいないのであれば、また議論もありますが、やはり心のケアなどについて、両親を失った子供たちの痛手は非常に大きいので、そういう特徴のある、これから非常に大変だと思われるところに、お金をかけなくても、例えば里親を紹介してあげるようなシステムを作るなどといったことはどのように取り組んでおられるのか、分かる範囲で結構ですから、教えていただければと思っております。

事務局
(鈴木部長)

今回の震災でご両親を亡くされた子供さんは、確か 6 名だったと記憶しております。片親を亡くされた方の数も、今、正確な資料を持っていませんが、そういう子供たちへの支援については、里親や、金銭的なものも含めまして、さまざまな支援の施策がございます。それは、着実に進めていくという方針で仙台市も取り組んでおりますが、本計画の中身につきましては、障害者の保健福祉計画という位置づけでございますから、直接、その震災によって両親を亡くされた子供さんについての支援をどうするかといった内容は、書き込んでおりません。

施策といたしましては、子供の分野で言えば「仙台すこやか子育てプラン」をはじめ子供の支援施策がさまざまございますので、そういう中で震災を踏まえた対応をとっていくことになろうかと思います。それ以外にも、震災で被害を受けたさまざまな被災者の方がいらっしやいますので、そういう方の支援につきまして、復興計画の中で生活再建に向けての支援をしていくとか、それぞれ分野ごとの計画の中

で記載をさせていただきながら、ただいま取り組んでいる状況でございます。その中で障害者というくくりで、障害のある方々の施策をどう進めていくのかというのがこの計画の基本的な考え方、進め方になろうかと存じます。

石川委員 大体わかりました。実際に、数的なことも、はっきり把握しているところもしてないところもある中で、そういった支援を実施していくことが、今回の場合は大切ではないかと思ったので、発言させていただきました。以上です。

会長 その他、委員の皆様からご意見、または委員の皆様の領域からの情報提供などございましたら、いただきたいと思います。いかがでしょうか。
中村 祥子委員。

中村（祥）委員 初めての出席で、よく資料を読みきれないのですが、今の資料にある計画を全部できたらすごくいいだろうなと思います。

それに対する事細かな、例えば計画を落とし込んで予算をつけてということまで行くのか、それとも概論でこういう目標を定めるところまでをやるのか。それから、資料 7 に部分的な予算配分がありますが、この大くくりの予算が、細分化されてこの計画の中へ入れ込まれていくのか、よく分かりませんでした。

事務局（熊谷課長） 計画につきましては 6 年間の計画期間になりますので、全てをこの段階で予算化することはできないところがございます。6 年間の中でやっていくものにつきましては、資料 3-2 の計画本編の後ろの方に、計画の関連事業が挙げられております。この事業を中心に進めていこうという考えを持っており、全ての事業が載っているわけではございませんが、主要なものについては載せております。

会長 ただいま事務局からの説明がありましたように、この計画を策定する時点において、とても重要な課題について検討し、載せているものだと思います。ただし、中身の具体化については、その時々においてしっかりと発信していくことによって充実していくものではないのかと思うのです。と言いますのは、この 6 年間の計画、ある意味では具体的に書きづらいところもあると思いますので、それぞれの施策、計画について必要なことを具体的に提言していくこと、市民からの提言、障害当事者・家族からの提言によって具体化していくような性質のものでもあるのかもしれないと思います。

中村（祥）委員 だから進んでいないのかなと思うのです。ここに書かれていることはやらなくてはならないことであって、どれ一つとってもやらなくてもいいことはないのです。であれば、6 年の間で、重点項目を決めてもいいのですが、重点項目がどのような事業、各体系のどの部分にリンクしていて、それをどうやって進めるのかまでない

と、これを与えられて具体的な提案をどこにしたらいいのか、市民からはほとんど分かりかねるわけです。

であれば、すごく素晴らしい、これがなったらいいなと思う計画ですが、これは「絵に描いた餅」であって具体化にはほど遠いように思います。こう書いたけれども、重点項目だけやるぞと言われればよく分かりますが、とりあえず1年目はこれだけやって、2年目はこれだけというふうに決めていかない限り、現実的には予算も取れないし、何をやってそこに集約したらいいのか分からないと思うのです。

制度が変わって大変だと思いますが、これだけのことをやっていただいても、もうちょっと具体的にしてもらわないととてももったいない、と考えました。

会 長 私に答えるというわけではありませんが、これまでは、まずは大事なことをこの障害者施策推進協議会で話題にし、その大事さを、その時点・時点において具体的な調査、ご意見を聞きながら、具体的な施策に結びつけていく、これもこの協議会の役割だと思います。

その他、全体像について事務局から説明願います。

事務局
(熊谷課長) 中村委員のご指摘は当たっているところはあるかと思えます。私どもといたしましては、今回資料5に「今後の障害者保健施策について」を出させていただいておりますとおり、一方で継続的にやらなければならない事業もあり、その中で、やはり、特に取り組んでいかなければならない事項というものもあります。ただし、この中で限られた資源という問題が出てきます。その中で、我々はどのようにしていくのかを、この6年間の中で段階的に取り組んでいかなければならないだろうと思っております。今年が初年度となりますので、この初年度に当たりまして、どうやって重点プロジェクトを回していくか、ではどういった事業を見直していくかを、集中的に議論していく必要があると考えてございます。それを担保する手段として、先ほどお話をいたしましたモニタリングと合わせて、この1年間みっちり議論していただきたいというのが、事務局の考えです。

会 長 そのようなことからこそ、第三者機関としての障害者施策推進協議会の役割が大きいと思えます。こちらでさまざまな視点からの議論を展開しながら、その必要性を、きちんと根拠を持ちながら進めていく役割であると思っております。よろしく願いいたします。

その他、いかがでしょうか。中村 晴美委員。

中村(晴)
委 員 私見になるかもしれませんが、よく世の中で言われる「親亡き後」ということは、障害がある子の親が、「まだ私は自分の子供を見られる、だから大丈夫」と、主体が親になってしまいます。私は「親亡き後」ではなくて、障害者本人が主体になる、つまり本人のライフステージという考え方。極端に言えば、子供が5人いて、長男が障害者かもしれない、末っ子が障害者かもしれない。そうすると、親の年齢は大

変違います。

福祉サービスが少なかった時代は、「私の目の黒いうちは、私が見なきゃいけない」という考えはあったかと思います。自分の体力が落ち、自分自身が高齢化した時は、言葉は適切ではないかもしれませんが、はっきり言えば、障害のある人を管理された大型の入所施設へ「送り込んで」、たまに面会に行って生涯を終えています。

でも、現在はいろいろな福祉サービス、それから社会資源の活用等があって、「親亡き後」ではなく、私の子供も一人の人間、私も一人の人間、障害者の親であり、一人の女性として、共にお互いのライフステージを生き生きと生きていけるということの基本に据えて、いろいろな施策について議論を深めていけたらとてもいいと思っています。

会 長 ありがとうございます。これからの協議会のあり方についての大事な指摘をいただきました。

ただいまのお話のように、これまでは保護の客体であったけれども、権利の主体として、やはりその体験をしている本人、また家族から発信することの大きさはありますし、そのことを協議会の中で議論していきながら、先ほどの中村委員のお話にもありましたように、私たちの協議会の中から発信することは多いのだと思います。この協議会は行政に質問するだけではなく、こうすべきだという意見を言うていく協議会でもありますので、よろしく願いいたします。

諸橋委員、お願いします。

諸 橋 委 員 今のお話で少し触発されたので、お話ししたいと思います。前年度の障害者施策推進協議会でもご報告させていただきましたが、障害者差別禁止条例を仙台で作らしようという動きがあります。仙台市での条例化についてはこれからの課題だとは思いますが、国際的な、あるいは国の流れとして、「障がい者制度改革推進会議」の差別禁止部会が継続して行われていて、先行的に条例を作った地域の資料などが入っています。やはり基準は、当事者が、これから自立していく上で分かってくる差別の問題とか、あるいは健常者社会への向き合い方の基準をしっかりと作りましようということですので、単に作ればいいということではなく、もう少し基本になるものとして、自分たち自身が学び合いながら作っていく必要があると今思いますし、そういういろいろな場にもなればいいと思いました。

もう一つ、今、中村 祥子委員からお話があった具体的な施策について、進んでいるものもいっぱいあると思います。ただ、なかなか我々の共通理解になっていないところがあるので、もう少し関連するような資料など、いただけると分かりやすいのかなと思います。

その上で質問ですが、恐らくここではなく精神保健福祉審議会や、あるいは違う場での話かもしれませんが、精神疾患が国民病として五大疾患の中に入りました。

それに対して、仙台市での取り組みなりがもし具体的に進行している、あるいはこれからの計画があれば教えていただけるといいと思います。

事務局
(熊谷課長)

五大疾患のお話について、こちらは県で医療圏ごとに「宮城県地域医療計画」を作るのですが、今年はその改訂の時期になっていまして、少し内部の話ですが、市の担当である保健医療課を中心にまとめてまいります。精神疾患につきましては、私も障害関係部局に関わってきますので、これを策定する中で、またいろいろな計画の中にも精神疾患・障害に対する施策が入っていますので、その中で関連する部分が出てくるかと思えます。今の段階では、これからの議論という形になってくるものでございます。

岩館委員

私も詳しいわけではありませんが、県では医療計画を立てなければならず、そこに精神疾患も入れなければなりません。ただ、仙台市もそうですが、行政の中で医療を担当している部署と、こういう保健福祉、あるいは障害を担当している部署が異なります。精神に関しては、県も、医療も含めて障害福祉課です。しかし、ほかの科は医療整備課です。おそらく、医療計画を策定してきたのは医療整備課だが、こと精神になると医療整備課は「それは障害福祉課でしょう」という話になってしまう。障害福祉課は、これまで医療計画をやったことがない。そういう問題があるため、どちらが医療計画を立てるのか県に確認したところ、やはり障害福祉課だということなのです。

これは精神の特徴だと思えますが、普通の障害では医療ではなく、主に福祉を中心にやっていますが、精神に関しては医療も福祉も一緒に考えるものです。けれども行政の担当部署は違ってくるといって問題があつて、多分これは仙台市も同じだと思いますが、その辺がこれからの課題だと思います。

医療計画に入ると、またちょっと医療の部署だという話になって、今までは精神保健・福祉で保健福祉の方に精神が入っていたのが、医療だとまた医療担当課、という話になったりする、という状況になっています。実際、医療計画はどのような計画が上がるか分かりませんが、こういう状況なので、先ほども話がありましたが、計画だけできたけれども具体的に何も進まないという可能性も残るかなと、個人的には少し思っています。

会長

ありがとうございました。現状の話もありましたし、諸橋委員のお話の中では関連する資料についてもまた提出をお願いすることがあると思えます。またこれは、私たち委員の側からの資料の提出もある事だと思います。前半でお話ありました障害者差別禁止条例の状況についても、諸橋委員から情報提供していただきながら、今後委員の皆さんと協議していくことの大切さが、諸橋委員のお話から伝わりました。やはりこの障害者施策推進協議会は、第三者機関として開催されるものですので、私たち自身も大事な資料を出しながら、相互に検討し合うことが大事だと思います。

ますので、またよろしく願いいたします。

その他、委員の皆様からご意見とか情報提供などございますでしょうか。

佐々木委員、お願いします。

佐々木委員

私は、高次脳機能障害のピアカウンセラーとして家族の声をずっと聞いております。重点プロジェクト1「震災からの復興施策の推進」に、きめ細かな支援を提供する、あるいは相談支援体制の強化が挙げられています。震災後、家族は皆さん本当に同じことをおっしゃっています。高次脳機能障害の方に関しては、まず次にこのような大きな震災が起きた場合、避難所には行けないだろうと。行ったけれども、やはりそこにいることはできなかった。見た目には元気そうだし、「どうして手伝わないのだろう」とか、時間を追うごとに陰でひそひそ言われている声を耳にしたとか、それがなくても家族自身がいたたまれず、いられなくなった。またはそうなるであろうと想定して避難所に行かなかったと、ほとんどの方がお家でご本人と一緒に過ごされていたようです。

高次脳機能障害は中途障害なので、これまではずっと、以前のご本人と今のご本人の違いを受け入れつつ、自分に何とか納得をさせつつサポートをしてきましたが、今回の震災で、これほど大きな震災を理解し、対応をできない当事者の、その障害の重さを認識しましたという声がほとんどでした。こんなに高次脳機能障害って重いものなのかと、改めて認識しましたと皆さん口々におっしゃっています。私もやはりそう思いました。こんなに大きな震災の中で、どうして水が出ないのかとか、今食べ物が無いから一人でそんな食べちゃだめだ、順番を待たなければいけない等いろいろなことを配慮しながら、家族一丸となって向き合っていかなければならないという状況をなかなか理解できず、日々生きるだけでも大変だった時期にその家族を支えながらいくのは、とても辛い状況でした。

ですからこの1年、ご家族の声は以前よりもとても重い状況になっています。正直、ピアカウンセラーとしてどうやって聞いて、どうやってサポートすればいいのかと本当に考えている状況です。今年度、障害者更生相談所とピアカウンセリングについて、何らかの形でぜひもう少し力を入れて行ければいいと思っています。高次脳機能障害の家族も、今震災後すごく大きなダメージを心に受けています。ぜひその支援も強化をしていただければと思います。

会 長

ありがとうございます。大事なご指摘でございました。

このモニタリングや各団体との意見交換の場面でも、またその辺のところが出てくると思います。やはり今の佐々木委員のお話にもありますように、本人・家族の声を、委員それぞれの分野で一緒に協議しながら、大事な事をきちんと行政と連携しながら取り組むことを明確にしていくのも、ここの役割だと思っています。そのようなことで進めたいと思います。

それにしても、すごく大事なご意見、ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。中村委員、お願いします。

中村（晴）委員 だんだん奥深い議論になってまいりまして、支援者も専門的分野を学ばなければ適切に支援ができない状況になって、ただでさえ給与等の面で決して恵まれた仕事ではありませんが、それに加えて困難事例がとて多くなっておりまして、そこら辺の部分を少し視野に入れた支援をしていくことも入れていきたいと思いました。

会 長 やはりそのモニタリングや調査の時にポイントを置くところは、また委員の皆様との議論から明確になっていくところだと思います。

繰り返しになりますが、そのようなことを考えますとやはり改正障害者基本法の中でも地方の協議会の役割の大きさが述べられています。国は内閣府に障害者政策委員会を作ってきちんと監視機能を持ちながら意見も言える機能を持っていく、同じ機能は都道府県、政令市も持っていくのです。先の運営要領の改正などにもありますので、行政への質問だけではなく「こうあるべきだ」という提言もきちんとできるように、また、障害のある本人、家族の方のご意見を求めることもここで行われるという、新しい仕組みの認識を、よろしく願いいたします。

目黒委員、お願いします。

目黒委員 子供が小さい時は、自分の子供は保育所に行けるのだろうかから始まり、やがて友達と出会って、自分たちのできることは何かと考えて、ずっといろいろなことをやってきましたが、今、子供も 30 歳近くになり、子供が地域の中で一人で自立して生きていって、自分もまた安心して離せるようになりたいと思っています。

この保健福祉計画を見ると「市民が障害者自身を包み込む」、素晴らしいなと思います、それから 24 年度の保健福祉施策の概要を見て、地域の中で安心して子供を手元から離して将来を思い描くことができる事業は何かと思うと、やはり自立体験ステイ事業、これが続いたのだと思いました。まだ、未来はちょっと描けないかな、道は遠いなと思いました。

いろいろ素敵な計画がありますが、そのどこをどう突っ込んでいったら事業につながって、お金がたくさん付くようになるのかなと思っています。

会 長 ありがとうございます。目黒委員のお話、そして中村委員のお話、この計画を「絵に描いた餅」にしないようにするという役割がすごく大きいのではないかと思います。仙台市の計画だけでなく、どこの計画を見てもとても素晴らしい計画を作っています。それを実現するところで、この協議会の役割がすごく大きいと思いますので、今年度皆さんと検討していくことをよろしく願いいたします。

その他、委員の皆様からご意見など。市川委員、お願いします。

市川委員 各論になってしまいますし、私今回初めてこの委員になったので過去の議論の流

れを知らないのですが、発言します。重点プロジェクトの就労支援の中に「福祉的就労の充実」とありますが、その他を見ると何か全部「一般就労に向けた支援」という形の書きぶりがものすごく目立って、もちろん一般就労に向けた支援は必要ですが、やはり現場では、就労継続支援B型や就労移行支援もあれば、一般の仕事をしている方も、生活介護の仕事をされている方もいるし、それから地域活動支援センターに就労している方もいらっしゃいます。一般就労にはどうしても結びつかないような方々もたくさんいる中で、私はこの重点プロジェクトの中に福祉的就労の充実という一言が入ったのが、非常に嬉しかったです。ただ、その他の具体的な方向性になってくると、資料の5などにその辺は全然触れられていないので、何か今後その辺をどうしようか議論があったのか、なければ今日は、これからちょっと議論をしていきたいなと提案をさせていただきたいと存じます。

事務局
(熊谷課長)

昨年は、就労支援につきましては就労支援作業部会を設けて議論させていただきました。国の方針に基づいたものであり、これは仙台市の今後の障害者の計画ではございますが、やはり国の政策の方向性として「一般就労への移行」が出ておりますので、市の計画としてもその部分は出さざるを得ません。先ほど第3期の数値目標の話をしていただきましたが、これも一般就労を想定してその数値目標として出ているものは、そういう方向性であると考えております。

一方で、今、市川委員ご指摘のあったように、いわゆる福祉的就労は、現状においては現実として我々の目の前にあると。皆が皆、一般就労に行くわけではないという現実の中で、やはり障害のある方々の就労のあり方、その支援のあり方について、昨年それなりに就労支援作業部会の中で議論してきたと思っております。

中身的には、メンバーの委員の方々もそちらの部門の方も多かったとは思いますが、一般就労の視点をやらせていただきましたが、その中でも、昨年度、では今後施設はどうなるのだといった議論もございました。やはり、私どもは現状を十分に踏まえた上で議論していかなければならない。その辺も含めて今後の施策は議論していくべきだと考えております。

会長

市川委員、よろしいでしょうか。大事だという認識を持っているということと、またこの協議会の中でも議論するという事です。ありがとうございました。

その他、委員の皆様いかがでしょうか。相澤委員。

相澤委員

初めて参加させていただいております。私は障害者当事者としての立場で、私は住まいが沿岸部の津波災害の直撃を受けた地区で、津波が床上3メートル近く来まして、罹災証明は全壊をいただき、現在、みなし仮設住宅で生活をいたしております。そういう中で今年の1月にがんを発症し、大きな手術をいたしました。

ここに提案されておりますように、災害対策の問題・課題、それから私も肢体不自由ですので、誰もが安心して地域生活ができる環境づくりが提案されております

が、実際、被災して、障害者当事者の立場に立って、本当に支援体制が伝わってきたものも、実際伝わってこない部分も感じ取られました。

障害者施策推進協議会は第三者機関であるという議長からの説明もございましたが、これから3年間の中で、被災だけでなく、障害者に対するいろいろな施策を協議していく機関だと思います。私もこの機会に、当事者に本当に伝わっていくような施策を皆さんで協議、提案して、よりよい協議会に発展するようになっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。とても大事な情報でございます。

私たちの地域だからこそ、この震災を受けての検討はとても大事な事でありまして、また今、個人情報保護条例もあり、なかなか障害がある人たちにつながらないという現状もあります。その辺も含めて、やはり必要な方々に必要な情報が伝わり、そしてその方々の意見を含めた施策を作成する事が大事だと思います。

その他、委員の皆様いかがでしょうか。久保野委員、お願いします。

久保野委員 資料5に示されております今後の施策について、あるいは今後の検討のあり方についての関係で提言させていただきます。先ほど目黒委員や中村晴美委員、ほかの委員からご指摘が出たかと思いますが、やはり障害を持った方が、支援を受けつつ個人として地域で生きていくという事がとても大事だと、本当に私も共感しておりますし、政策もそちらの方向を向いているものと思います。昨年度も発言をさせていただいた事を繰り返してしまっていますが、このような形で重点プロジェクトをまとめました時に、そのまとめ方との関係である程度は仕方ない事とは思いますが、ただやはり「地域生活を支援していく」という観点がやや弱くなってしまおうと言いますか、例えば重点プロジェクト(5)で重い障害の方については触れられていますけれども、一般的なレベルでの地域支援というものがちょっと抜け落ちがちな整理だと思っております、そこをぜひ落とさずに検討していく事が大事だと思っております。

見ていた時に、形式的に分けていくと落ちてしまうような気がしますので、昨年度の議論の中で、障害者自立支援協議会の動きなども踏まえながら検討していこうという事も確認されたとは思っておりますが、そこを改めて重要ではないかという事を意見させていただきます。

会 長 大事なご指摘、ありがとうございます。

委員の皆様からのお話、後半のお話も含めまして、事務局からお話ししていただきながら、時間ももう結構迫ってまいります、でも大事なことはやはりここで発言すべきでもあります。委員の皆さん、あと時間も少なくなってきましたけれども、いかがでしょうか、何か。

今日お話しいただいた事は、これからの6回という予定のスケジュールが示され

平成 24 年度仙台市障害者施策推進協議会(第 1 回)

ましたが、今回を含め、やはり密度を濃く検討していくことが大切であります。印象深かったのは中村 祥子委員からあった「絵に描いた餅」にならないようにという事だと思えます。だからこそその責任は、大きいことと思えます。ありがとうございました。

さて、今日の委員のコメントなどを含めて、事務局から何かありましたら最後にお願ひしたいと思えますが、いかがでしょうか。

事務局
(熊谷課長)

ありがとうございました。

今日、第1回でございましたが、早速さまざまご議論をいただいたものと思っております。これはスタートでございますので、次回以降、今日の議論を踏まえて議論を深められるように、事務局としても資料を整理し、皆さまに提示していきたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

会長

ありがとうございました。

それでは時間も迫ってまいりましたので、議事はこの辺で終了させていただきたいと思えます。その他という議事もありますので、またここで皆さんから何かありましたら、お話しいただければと思えます。

(4) その他

会長

議事の(4)その他とあります。何か、皆様からの情報提供などを含めて、よろしいでしょうか。

では、議長として進めさせていただいた私の役割については、ここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

(5) 閉会

署名人

渡 辺 隆 